

公益社団法人和歌山県栄養士会 定款施行細則

第1章 総 則

(細則の目的)

第1条 この細則は、理事会に規則規定を個別に委任する定款の各条項に基づき、定款の施行に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(会員資格の取得)

- 第2条 正会員になろうとする者は、定款第6条第1項に規定する入会申込書（別記様式第1号）に定款施行細則第6条の（1）、（2）に定められた入会金及び当該年度の会費を添えて、公益社団法人和歌山県栄養士会長（以下「会長」という。）に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 賛助会員になろうとする者は、第6条第2項に規定する入会申込書（別記様式第2号）に定款施行細則第6条の（3）に定められた賛助会員費を添えて、会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員より会費の納入を受けたときは、賛助会員名簿（別記様式第3号）に登録しなければならない。

(名誉会員)

- 第3条 名誉会員は、終身会員とする。
- 2 正会員が次の各号に該当（第一号該当者はその職を退いた者）したときは、理事会は会長に名誉会員として推薦することができる。
- （1）定款第19条第1項に定める役員を5期（通算10年）以上歴任し、年齢70歳以上の者。
- （2）本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者。
- （3）その他前各号に準ずる者。
- 3 会長は、総会で承認を受けた名誉会員については、名誉会員台帳（別記様式第4号）に登録するとともに名誉会員の証（別記様式第5号）を贈らなければならない。

(退会の手続)

- 第4条 会員が定款第8条の規定により退会するときは、次の手続きを取らなければならない。
- （1）正会員は、会長に退会届（別記様式第6号）を提出しなければならない。
- （2）賛助会員は、会長に退会届（別記様式第7号）を提出しなければならない。
- （3）前号の場合会長は、会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(除名手続)

第5条 会長は、正会員及び名誉会員並びに賛助会員が定款第9条に該当する行為があったときは、すみやかに理事会において真偽を調査し、本人の弁明を聞き、出席理事の3分の2以上の同意を得、総会の決議によってこれを除名する。

第3章 会費及び拠出金

(会費の額)

- 第6条 本会の会費は、総会の定めにより次のとおりとし、賛助会員会費は一口以上とする。
- （1）入会金 入会時 1,000円
- （2）正会員費（年額） 7,000円
- （3）賛助会員会費（年額一口） 30,000円

(会費の支払い)

第7条 正会員は、会費を前年度末までに、支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、一ヶ年分の会費を前納しなければならない。
- 3 前項の納付があったときは、賛助会員名簿に記載のうえ、領収書を交付しなければならない。

(拠出金)

第8条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。

- 2 前項の賦課金等の金額及び徴収方法は、当該拠出金が充てられる事業の計画にこれらの必要性並びに根拠を示して理事会の承認を得なければならない。

第4章 総 会

(総会の招集の決定)

第9条 定款第14条第1項に基づき、総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(議長の権限)

第10条 議長は、総会を主宰し、その公正な進行と秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、総会議事の適正かつ円滑な運営を保つ上で必要と認めるときは、発言を促し、または、制止し、発言の取り消し求め、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者の退場を命ずることができる。
- 3 総会の参加者は、議長の指示または命令に従わなければならない。

第5章 役員等

(役員を選出)

第11条 本会の理事及び監事は、別に定める役員選任規程により選出する。

(会長等の選定)

第12条 定款第20条第2項の選定は、同条第1項により理事が選任された後、すみやかに理事会を開催してこれを行わなければならない。

- 2 会長、副会長の選定は、理事の互選による。
- 3 第1項の理事会において、会長が選定されるまでの間の議事は、理事の中から適宜の方法で選ばれた仮議長がこれを執り行う。
- 4 第2項の選定対象者となる者は、選定に先立って自らの所信を述べなければならない。
- 5 第2項の選定結果はすみやかに総会に報告しなければならない。

第6章 理 事 会

(理事会の開催)

第13条 理事会は、毎年4月・8月・12月及び翌年2月に開催する。但し、会長が必要と認めるときは、期日を変更し、または、臨時にこれを開催することができる。

(理事会の任務)

第14条 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 科目の流用並びに予備費の支出に関する事項
- (3) 定款の改正案作成に関する事項
- (4) 役員 の 辞任に関する事項
- (5) 職員 の 任免に関する事項
- (6) 支部・職域の意見に関する事項
- (7) 法令または定款で定めた事項

(8) その他必要な事項

(部の設置)

第15条 本会の業務執行にあたり、総務、事業、学術、組織及び広報の各部を置く。

- 2 各部に部長、副部長を置く。部長は理事の互選によって選出し、副部長は、当該部の理事の互選による。
- 3 理事はいずれかの部に所属しなければならない。
- 4 会長、副会長及び部長をもって部長会を組織する。
- 5 部長は、業務執行にあたり、会長の承認を得て、理事及び学識経験豊富な会員をもって委員会を構成することができる。

(書面により議決等)

第16条 会長が理事会に付議すべき事項について、特に止むを得ないと認めるときは、理事に議案を送付し書面で意見を求め会議にかえることができる。この場合、理事過半数の書面による同意をもって議事を決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。但し、この場合、直近に開催する理事会において報告しなければならない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第17条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産等に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(会計規程)

第18条 本会の会計処理は、別に定める会計事務規程による。

(区分会計)

第19条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第19条に定めるところに基づき、本会が公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を実施する場合には、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第20条 事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成は、本会の事業並びに運営が公益法人認定法第14条及び第15条の要件を満たすよう、計画性と系統性をもってこれを行わなければならない。

第8章 支部及び職域部会

(支部)

第21条 定款第39条に定める支部は別表（1）のとおりとする。

- 2 支部には、支部長1名、副部長1名を置き、本会の目的達成に必要な活動を行う。
- 3 毎年度の活動報告を別記第8号様式により翌年4月末日までに会長に報告する。

(職域部会)

第22条 定款第39条に定める職域部会は、別表（2）のとおりとする。

- 2 職域部会には、職域部会長1名、副部会長を1名を置き、本会の目的達成に必要な活動を行う。
- 3 毎年度の活動報告を別記第9号様式により翌年4月末日までに会長に報告する。

(支部・職域部会活動費)

第23条 会長は、職域部会及び支部に対し、公益活動費を支出しなければならない。

- 2 本会は、重要な事業に対し、助成することができる。
- 3 前2条の規定により公益活動費または助成金を受けた者は、その事業及び収支決算について会長に

報告しなければならない。

第9章 事務局

(給与等)

第24条 職員の基本給、諸手当等の給与の額に関しては、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第10章 諮問機関

(特別委員会の設置)

第25条 会長は、会務の重要な事項について諮問するため、理事会に諮り特別委員会を置くことができる。

2 委員は、会員及び顧問、参与、並びに学識経験者より会長が委嘱する。

第11章 雑 則

第26条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人和歌山県栄養士会の設立の登記の日から施行する。

(別表1)

| 支部名 | 支部の範囲 | 支部名 | 支部の範囲 |
|-------|---------|-------|----------|
| 伊都支部 | 橋本市、伊都郡 | 有田支部 | 有田市、有田郡 |
| 那賀支部 | 那賀郡 | 日高支部 | 御坊市、日高郡 |
| 和歌山支部 | 和歌山市(2) | 西牟婁支部 | 田辺市、西牟婁郡 |
| 海草支部 | 海南市、海草郡 | 東牟婁支部 | 新宮市、東牟婁郡 |

計9支部

(別表2)

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 学校健康教育 | 2. 研究教育 | 3. 公衆衛生 |
| 4. 勤労者支援 | 5. 地域活動 | 6. 医療 |
| 7. 福祉 | | |